

第2回愛知県地球温暖化対策計画書制度見直し検討委員会 会議録

1 日時

2023年12月26日（火）午後1時30分から午後2時45分まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

青木座長、後藤委員、小林委員、佐藤委員

【オンライン出席】

雪田委員

(以上 5名)

(2) 事務局

環境局地球温暖化対策課：

永井課長、磯谷担当課長、成瀬課長補佐、後藤主査、岩月主任、服部技師

(以上 6名)

4 傍聴人

なし

5 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 愛知県地球温暖化対策計画書制度の見直しについて

事務局から、資料1「第1回検討委員会の主な意見とその対応」、資料2「愛知県地球温暖化対策計画書制度」の見直しに係るアンケート調査結果、資料3「愛知県地球温暖化対策計画書制度における現状の評価及び公表について」、資料4「愛知県地球温暖化対策計画書制度における評価及び公表のあり方について」及び資料5「愛知県地球温暖化対策計画書制度の見直し後の対応について」により説明を行った。

<質疑応答>

(小林委員) 多くの事業者がアンケートに回答していただいて良かった。資料2の10ページ「問3 再生可能エネルギーの導入目標を設定する予定はありますか」の設問に対して、「目標を設定する予定がない」と回答された方が約3分の1と一定程度あることが分かったので、これらの事業者にどのように目標設定や取組を促すかが今後の課題である。また、問10の県への要望において、どのような支援をしてもらいたいかの回答をいただいたので、目標を設定する予定がない3分の1の事業者がどのようなことを要望しているかを注意深く確認されたい。

(後藤委員) 資料4の2ページ<削減率の計算方法の違いによる事業者数>のシミュレーションで、旧制度の評価基準と新制度の評価基準による事業者数が示されており、資料5では事業者の負担に配慮して旧制度から新制度への経過措置を整理している。例えば、10%削減であれば旧制度ではSランクの評価だが、新制度ではAランクの評価となる。後々公表されることを想定すると、新旧のSランク・Aランクが混在することになると思われる。その点が事業者や閲覧者等に混乱を招くおそれがあるので、公表時のランクの見せ方については、検討の余地があるのではないか。

また、資料4の4ページの各ランクの閾値の22%、40%、60%の考え方において、60%は火力発電のようなCO₂が排出されるもの以外が含まれるとの説明があったが、火力発電の中にはCO₂を排出しない、例えば、水素・アンモニアの技術もあるため、他の機会で説明する場合は火力が一概にCO₂を排出する電源と取られないような表現に配慮していただきたい。

(事務局) 1点目の指摘について、事業者や閲覧者等に誤解がないような公表のあり方を整理したい。

2点目の指摘について、説明が不十分であったので、今後気を付けて説明したい。

(小林委員) COP28でエネルギー強度の改善率を2%から4%へ2倍に引き上げる合意があった。資料4の2ページの<12%の考え方>について、2013年から2030年までの18年かけて46%削減するためには、おおよそ毎年4%の削減に相当する。複利計算なので正確には一致しないが、4%を3年間継続すれば12%となり、Sランクで設定した12%削減はCOP28の合意と概ね一致する。今後、政府が目指す方向は年4%の削減であり、国際的にも求められる。どの程度努力すれば良いかの国際的な目安が年4%の削減であることを事業者に伝えると分かりやすいのではないか。省エネ法は毎年1%削減と謳っているが、1%削減では目標達成が難しいと事業者に伝える必要がある。もちろん、その削減率は基盤となるエネルギー供給業者の努力を

合わせたものであり、国は電気の低炭素化や都市ガスに合成メタンを1%導入すると決めていることなどから、そこまで対策する必要はないかもしれないが、省エネだけで対応するとすれば、年4%削減を目安に対策が必要であると伝えることが重要である。

既に電源には水力や太陽光等の再生可能エネルギーが投入され、CO₂原単位が低減されている。資料4の4ページの再生可能エネルギー等の優先的な使用の評価について、中部電力の場合は水力を始めとした再生可能エネルギーが現状で8%程度含まれているが、例えば、Sランクの基準の60%の達成において、購入する電気に既に含まれる再生可能エネルギー割合8%を含めて良いのか。それとも、独自で調達した割合を60%とするのか。
(事務局) 年4%削減の考え方が国際的な動向と一致しているとの指摘をいただいた。事業者への説明はそのような視点も踏まえ、工夫して説明したい。また、今後、国際的な流れや国の動向も踏まえ、場合によっては更に基準の見直しが必要となれば検討する必要があると考えている。

再生可能エネルギーの導入目標の考え方は、基本的に省エネ法の届出と同じ計算方法で整理する。省エネ法に係る届出書類の作成の手引きでは目標の数値の算出方法が整理されているので、今後、県が作成する「地球温暖化対策計画書等の作成の手引き(以下「手引き」という。)」においても、国と考え方を合わせる形で整理したい。

(小林委員) 手引きには、独自に再生可能エネルギーを調達している場合はどう記載するかなど分かりやすく説明した方が良い。

(事務局) 指摘を踏まえ、手引きで説明したい。

(青木座長) 色々と細かい数値も扱うため、そうした意味では事業者への分かりやすさが重要だと思うので、その点に気を付けていただきたい。

(佐藤委員) 各事業者が通常の事業活動を行う上で、計画書作成は主たる活動ではないので、これを本業としていない事業者には、インセンティブも重要である。計画書制度の中で必要な助言を実施することだが、本日の説明を聞いた限りでは助言のメリットが良く分からない。計画書制度の中に位置づけられていないかもしれないが、各事業者が取り組む時の様々な選択肢やインセンティブ、気付きについて、事業者に対してもっと踏み込んで、情報提供していく必要がある。一から企業が情報収集する場合、大手企業は別として、中小企業が地球温暖化対策に取り組むことは難しい。本日は、評価基準について非常に細かい説明があったが、助言についてもより重視して、事業者の取組を促してもらいたい。

(事務局) 助言については、基本的に県職員と県が委託したエネルギー管理士などの専門家が一緒に現場へ行き、ヒアリングした後、省エネの余地や改善点

についてエネルギーの専門家の視点から現場を確認した上で、最終的に報告書として取り纏め、後日事業者に渡す手順である。助言は毎年 40 件程度実施しており、CO₂削減に資するだけでなく、電気代や燃料代の低減にも繋がる取組の選択肢を示したり、先導的な対策に係る報告書の記載内容などについてアドバイスしたりしている。また、「地球温暖化対策計画書制度ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）」の 7 ページ以降では、想定し得る CO₂削減対策を示しているが、前回の検討委員会ではガイドブックに最新の事例を入れた方が良いとの意見もいただいたので、削減対策の一覧を充実することも一つの方法だと考えている。いずれにしても丁寧な助言を心掛けたい。

(佐藤委員) 昨年ぐらいからエネルギーコストがかなり上がっていて、中小企業でも多くの設備を保有している事業者は電気料金が非常に上昇している。地球温暖化対策計画書制度で、S ランクや A ランクの評価を受けるよりも、自社のエネルギーコストをどう下げることが本音としてあり、その先に計画書があると考えている。

(雪田委員) 資料 4 の 4 ページの右下のグラフで、下限の 22% は 2030 年まで変えずに継続することで良いか。

また、将来的には B ランクの事業者が頑張って A ランクになり、A ランクの事業者が頑張って S ランクになる。そこで、S ランクや A ランクの事業者を公表するだけでなく、B ランクも公表すると各事業者が積極的に参加していくのではないか。

(事務局) B ランクの 22% は現状の再生可能エネルギー導入割合の全国平均であることから、実際にはこれを下回る事業者もあるかもしれない。そこで、少なくとも現状の全国平均を上回る形で維持してもらおうのが B ランクの考え方である。

また、B ランクの事業者も公表する考え方もあるかと思うが、S ランクや A ランクの優れた取組を公表することで称賛するのが県の制度であるため、引き続き、S ランクと A ランクの優れた取組を公表したい。

(雪田委員) 22% については、将来的に少しずつ引き上げていった方が効果は出るかもしれないと感じた。

(小林委員) 資料 4 の 2 ページで、必須対策、基盤対策、自主対策の表が示されている。ガイドブックの 7 ページ以降に対策一覧が示されているが、ガイドブックでは何が必須対策であるかが分かりにくい。必須対策や基盤対策がどれに当たるか一目で分かるようにした方が良い。

また、環境省の「脱炭素化に向けた取組実践ガイドブック」を作成する時に重要視された点がある。例えば、ガイドブックの 8 ページで「2. エネル

ギー利用設備の管理」を整理しているが、エネルギー管理する時に最も重要なことは、どの設備にどれだけのエネルギーを供給しているか絵を描くこと、図示することである。詳細な図ではなくても良いが、電気や熱の供給先と供給量を図示することが省エネの基本である。各設備にはそれぞれ担当者がいて、その担当者が省エネを検討するかもしれないが、エネルギーは連動しているので、エネルギーの流れ全体を俯瞰して、検討した方が良いこともある。エネルギーの供給先と供給量が分かることが非常に重要であるので、ガイドブックの望ましい姿において、「エネルギーの供給先や供給量を図示することでエネルギーの使用状況の全体を把握する」などと記載していただきたい。助言で現場に訪問してエネルギー管理士がアドバイスをしていると思うが、エネルギーフロー図がなければ伝えることは難しい。過去に同じような経験をしたことがあるので、ガイドブックにはエネルギーフロー図の作成を促す記述があると良い。

(事務局) ガイドブックでは、表の右上に対策種類として必須対策や基盤対策を示してあるが、指摘のとおり気づきにくいので、例えば、着色したり、目次を作って何ページにどの対策が記載されているかを確認できる見せ方など分かりやすく整理したい。

エネルギーフロー図については、意見を踏まえ、図示に関する記述を取り入れたい。

(青木座長) 地球温暖化対策計画書制度の見直しの基本的な方向性は、本日委員から了解をいただいた。本日の質問・意見を踏まえ、事務局で制度の見直しを進めていただきたい。

イ その他
特になし。

(3) 閉会